

答 申 第 215 号

令和4年9月30日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 興津 征雄

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和4年2月24日付神行行第779号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「〇〇との接触の際、作成・取得した文書」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が、公文書を保有していないことによる非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「(健康局、環境政策課、都市局地域整備推進課、公園部管理課、港湾局)〇〇との接触の際、作成・取得した文書（令和3年3月26日以降。ただし公園部管理課については令和3年3月31日以降）」（以下「本件請求」という。）他8項目の公開請求を行った。

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し請求人は、本件請求のうち環境局該当部分について、文書は作成し取得をしているとして、公開を求める審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和3年12月23日受付の審査請求書から要約すれば、概ね以下のとおりである。

令和元年10月30日付けで神戸市長とたばこ関連事業者〇〇（以下「当該事業者」という。）が締結した覚書によると、三宮中央通生田筋交差点南東側に設置されていた喫煙設備の撤去等の処分又は供用停止を神戸市が行うことを希望する場合、当該事業者に対し3か月前までに書面により通知するものとし、両者はこれについて誠実に協議し対応を決定する、とされている。同喫煙設備は令和3年8月末に撤去された。

平成28年11月25日付けで神戸市長と当該事業者とが締結した覚書によると、東遊園地に設置されていた新規設備の改造、撤去等の処分又は供用停止を神戸市が行うことを希望する場合、当該事業者に対し3か月前までに書面により通知するものとし、両者はこれについて誠実に協議し対応を決定する、とされている。同設備には早くとも令和3年6月4日にパーティションの亚克力部分にシートが設置される改造が施された。その後、同年11月に撤去された。

以上のことからすると、書面通知等に係る文書が存在するため、環境局該当部分につき当該事業者との接触の際、作成・取得した文書の公開を求める。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和4年1月7日受付の弁明書、令和4年5月20日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

平成 28 年 11 月 25 日及び令和元年 10 月 30 日付、神戸市長と当該事業者「甲は、前項に定める期間中はもとよりその経過後であっても、新規設備および喫煙設備の譲渡、分解、改造、移設、撤去等の処分又は供用停止（使用可能な製造たばこを限定する場合を含む。）を行うことを希望する場合、乙に対し 3 ヶ月前までに書面により通知するものとし、甲及び乙は、これについて誠実に協議し対応を決定する。」とあり、撤去の際は書面通知をすることとなっているが、今回の撤去にあたっては、書面による通知を行うことなく口頭での協議により迅速に撤去することを双方合意したため、通知文書は作成していない。

なお、請求人は東遊園地喫煙所のパーテーションの亚克力部分へのシート設置について改造を施したとしているが、当シートは喫煙所としての機能に対し何ら影響を与えるものではなく、通知の必要となる改造にはあたらないことから通知文書は作成していない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件の争点は、環境政策課が三宮中央通生田筋交差点南東側に設置されていた喫煙設備の撤去及び東遊園地に設置されていた喫煙設備の改造、撤去（以下「両喫煙施設の撤去等」という。）をするにあたり、当該事業者と接触した際に作成又は取得した文書の存否についてである。

以下、検討する。

(2) 本件請求文書の存否について

請求人の主張によれば、三宮中央通生田筋交差点南東側に設置されていた喫煙設備は令和 3 年 8 月末に撤去され、東遊園地に設置されていた喫煙設備は令和 3 年 6 月に改造され、同年 11 月に撤去されており、覚書第 5 条第 2 項により書面通知等に係る文書が存在するとしている。

審査会が、処分庁から提出があった弁論書に添付されていた覚書を見分したところ、神戸市が喫煙設備の改造、撤去等の処分又は供用停止を行うことを希望する場合、当該事業者に対し 3 か月前までに書面により通知するものとする旨の規定があることが認められる。

両者で締結した覚書にこのような規定があるにもかかわらず、通知文書を作成していなかったことについて、処分庁に確認したところ、両喫煙設備は当該事業者から本市に無償譲渡されており、改造や撤去をする場合には処分庁の負担で行うものである。通知文書については、他の喫煙設備において書面で撤去の合意をしたものも一部にあるが、現状として当該事業者と接する機会が多く、喫煙施設の撤去について話し合いが行われた際には、当該事業者から撤去に関して書面での通知は不要であるとの申し出もあり、口頭での合意によって撤去することが多かったとのことであった。

また、処分庁によれば、東遊園地の喫煙設備の改造については、パーテーション

のアクリル部分へのシートの設置やプランターの設置を行ったものであり、これらはいずれも軽微なものであり、通知の必要となる改造には当たらないとのことであった。

つぎに、審査会が処分庁に対し両喫煙設備の撤去等に関する文書の提出を求めたところ、両喫煙設備の撤去作業に係る経費の支出、公園施設設置許可事項変更許可等に関する文書の提出を受けた。審査会がこれらの提出文書を見分したところ、当該事業者と協議等を行ったことを示す情報の記載は見当たらなかった。

審査会としては、書面による通知を覚書で定めているものの、両喫煙設備の撤去等に関して、普段から当該事業者との接触があり、口頭による合意のもとで撤去を行ってきたとの処分庁の説明に不合理な点はなく、また、東遊園地喫煙所のパーティションのアクリル部分へのシート設置について、根本的な構造上の変更ではなく改造に当たらないとして、書面による通知を行わなかったとの処分庁の説明は首肯できる。

また、請求人が公開を求める公文書の存在を窺わせる事実も確認できなかったことから、処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和3年12月23日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和4年1月7日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和4年2月24日	—	* 諮問書を受理
令和4年5月20日	第344回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和4年6月27日	第345回審査会	* 審議
令和4年8月10日	第346回審査会	* 審議
令和4年9月1日	第347回審査会	* 審議